

越監告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 3 月 30 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

防災危機管理課 令和 3 年 12 月 17 日（金）～12 月 21 日（火）

2 措置状況

表 題	債権管理について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>緊急安全措置実費徴収金(699,320円)は、空家等の危険な状態を回避するため必要最低限度の措置を行った際、所有者等に請求するものであるが、令和 2 年度 11 月に督促状を発送後の事務処理が無かった。また、督促状発送後の流れ等について事務規定が無かった。</p> <p>したがって、業務手順書等の整備も含め、適切な債権管理に改められたい。</p>
措置の内容	<p>令和 2 年度 11 月に、緊急安全措置を実施した空家等の所有者等のうち、督促状を発送後、納入がなされていないものについて、令和 3 年度中の令和 4 年 1 月 25 日付で催告書を送付しました。督促状発送後の事務手順については、業務手順書に追加記載します。</p> <p>なお、緊急安全措置に要した費用の請求や回収については、市空家等の適切な管理に関する条例及び同施行規則に基づき、適切に対応します。</p>